

熱海市指令観都第68号
令和6年7月8日

裁決書

審査請求人

処分庁 热海市長

上記審査請求人が令和5年8月9日付けで提起した、熱海市情報公開条例（平成10年熱海市条例第2号。以下「条例」という。）第8条に基づく公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を棄却とする。

事案の概要

- 令和5年5月1日、審査請求人は、処分庁に対し、条例第5条の規定により、次の公文書の開示を請求した。
「平成23年ころ 市道七尾本宮線付近に設置した門扉にかかる一切のもの及び付近の道路台帳」
- 令和5年5月16日、処分庁は、開示請求のうち「平成23年ころ 市道七尾本宮線付近に設置した門扉にかかる一切のもの」について本件処分を行った。
- 令和5年8月9日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を行った。
- 令和5年10月3日、審査庁は、条例第20条の規定に基づき、熱海市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

5 令和6年6月20日、審査会は、本件処分を妥当とする答申をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次のように主張し、処分庁が、熱海市指令觀都第31号令和5年5月16日付けでした本件処分の取消しを求めている。

(1) 審査請求書

熱海市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号ウただし書にある公務員の氏名に係る情報を公にすることに当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため。第3号にある法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるためとある。

しかし、本工事は、工事請負契約（特定随意契約）により正式に行っているものであると考える。公務員の正当な職務によるものならば、氏名が公になることによって権利利益を不当に害することはない。法人においても、熱海市へ建設工事等の指名参加している法人でなければ契約はできない。正当な工事契約であれば、法人名が公になることにより競争上の地位その他正当な利益を害さない。

また、本工事付近で行われた「市道七尾本宮線道路修繕工事」においては、工事契約稟議書、工事請負等、関係文書が全部開示されている。

(2) 口頭意見陳述の要旨

審査請求人の口頭意見陳述の要旨は、以下のとおりである。

- ・公務員が公務として行ったことについて、氏名を開示しないということは、公務員としての責任を果たしておらず、許されない。
- ・公務員や法人の利益を優先しているとしか思えない。
- ・当該法人についてはすでに特定しているが、法人側は特に隠していない。
- ・公務員の氏名を知ったとしても、報道機関等に情報を流すようなことはしない。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のように主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 意見書

審査請求書の5 審査請求の理由に『本工事は、工事請負契約（特定随意契約）により正式に行っているものであると考える。公務員の正当な職務によるものならば、氏名が公になることによって権利利益を不当に害することはない。法人においても、熱海市へ建設工事等の指名参加している法人でなければ契約はできない。正当な工事契約であれば、法人名が公になることにより競争上の地位その他正当な利益を害さない。また、本工事付近で行われた「市道七尾本宮線道路修繕工事」においては、工事契約稟議書、工事請負等、関係文書が全部開示されている』と記載されているが、不開示部分に対する熱海市の意見を述べる。

ア 条例第7条第2号ウただし書の規定により不開示とした部分について

条例第7条第2号ウただし書の規定により不開示とした部分は、公務員の氏名である。

同号ウただし書を適用した理由については、公文書部分開示決定通知書に記載したとおり「公務員の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため」である。

当該個人が公務員等である場合、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は、条例第7条第2号ウ本文の規定により開示されるものであるが、本件開示請求は、令和3年7月3日に熱海市伊豆山地区で発生した土石流災害（以下「本件災害」という。）に関わる公文書の開示請求であり、新聞等により、大きく報道されているほか、同年8月及び11月には、本件災害による被災者の遺族により、前土地所有者及び現土地所有者が刑事告訴されており、同年9月には、本件災害による被災者の遺族により、前土地所有者及び現土地所有者などに損害賠償を求める民事訴訟が提起され、令和4年9月には、本件災害による被災者の遺族により、静岡県及び熱海市に損害賠償を求める民事訴訟が提起されている事案である。

条例第7条第2号ウただし書の規定により不開示とした部分は、公務員の職務の遂行に係る情報であることは認めるものの、刑事告訴が受理され、民事訴

訟が提起されている中で、当該部分を開示することにより、憶測や不確かな情報により、公務員個人に対する非難や誹謗中傷を招くおそれがあることは、本件災害後、実際に勤務時間外に職員の自宅に取材が押し掛けたという事実から容易に推測でき、当該個人の正常な生活が脅かされる結果となる蓋然性が高いと認められる。

よって、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合であると認められ、条例第7条第2号ウただし書の規定により不開示とした部分は適正である。

イ 条例第7条第3号の規定により不開示とした部分について

条例第7条第3号の規定により不開示とした部分は、法人の名称である。

同号を適用した理由については、公文書部分開示決定通知書に記載したとおり「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」であり、条例第7条第3号アの規定に該当すると認められるからである。

本件開示請求は、本件災害に関わる公文書の開示請求であり、報道の状況や刑事告訴及び民事訴訟の状況は前述のとおりである。

条例第7条第3号アの規定により不開示とした部分を開示することで、土地所有者や盛土を施工していた業者との関係性を疑うなどの不確かな情報により誤解を招いたり、土地所有者や当時の土地改変の状況について、また前述した公務員の氏名に係る不開示情報に関して問い合わせを受けることは容易に推測でき、それらの対応が当該法人の業務に悪影響を及ぼすことから、正当な利益を害するおそれを有する蓋然性が高いと認められる。

よって、当該法人又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第3号の規定により不開示とした部分は適正である。

ウ 市道七尾本宮線道路修繕工事の関係文書が全部開示されていることについて

市道七尾本宮線道路修繕工事については、本件災害後に応急対策として実施した工事で、静岡県の応急排水対策工事とあわせて、令和4年6月3日（金）に現場説明も行っている。

本件災害はニュース等で大きく取り上げられ、盛土の状況についてもニュー

スや記者会見等で公になっていることから、本件災害後に施工した当該工事に関わる公務員個人や法人については、前述のような問い合わせは起こらないと考える。

よって、公務員個人や法人の利益を害する蓋然性は少ないと全部開示したものである。

エ 結論

以上のとおり、審査請求人が開示すべきとする部分について条例第7条第2号ウただし書及び第3号に該当することを理由に不開示とした本件決定は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

(2) 令和5年10月11日付け熱情審第9号「資料の提出について」に対する資料

ア 令和5年10月3日付け熱觀都第467号「意見書」(以下「意見書」という。)3頁中「本件災害後、実際に勤務時間外に職員の自宅に取材が押し掛けたという事実」の詳細及び本件事案との類似性がわかるもの。

詳細について、勤務時間外に職員の自宅に取材が押し掛けたという事実は、OB職員を含めた複数の職員に対してあった。状況は下記のとおりである。

- ・自宅に雑誌記者が取材訪問してきた。
- ・朝、玄関を出たらテレビ局の記者が待っていた。
- ・帰府時に庁舎敷地から後をつけ、取材を迫ってきた。
- ・発災の翌年度になって実家や自宅を訪問され、職員不在時に家族に話をしてきたので、家族との接触を断ると「こちらの自由だ」と言い返された。
- ・土日に自宅へ訪問された。
- ・取材のアポ取りを自宅の郵便ポストに投函された。

上記のように自宅にまで取材が押し掛けるなどの行為は、職員個人の権利利益が不当に害されるおそれがあることから、条例第7条第2号ウただし書の規定により不開示としたもの。

また、上記事案のうち、発災の翌年度になって実家や自宅を訪問されたという事実は、何かしらの要因で該当職員の個人情報が漏れ、自宅を訪問された蓋然性が高く、本件開示請求においても、公務員の情報を公開すると上記職員の

ように、当時の関係者として自宅を訪問され私生活が脅かされるといった職員個人の権利利益が不当に害されるおそれが高いと推測される。

イ 意見書4頁中「当該法人の業務に悪影響を及ぼす」について、諮問庁が懸念している点が具体的にわかるもの。

懸念している点は、現在盛土に関する訴訟が係属中であり、法的な責任が不確かな状況で法人名を開示することで、当該法人が犯人であるといった不確かな情報によって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、盛土に関する関係者であるとの憶測や当該盛土行為者及び上記アの公務員の情報を得ようと執拗な取材を受け、その対応が現在の業務に悪影響を及ぼすことである。

理　由

1 審査会の判断

本件処分において適用した条例各条項の該当性について審査会の判断は次のとおりである。

(1) 審査会の判断における原則

熱海市の情報公開制度においては、公文書は公開が原則であるが、この原則の例外となる不開示の決定をするにあたっては、公務員の氏名の開示が、個人の権利利益を不当に害するかの判断においても、法人の名称の開示が、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するかの判断においても、そのおそれは抽象的なものでは足りず具体的な蓋然性が必要である。

(2) 条例第7条第2号ウただし書の該当性について

ア 条例第7条第2号ウただし書の解釈

条例第7条第2号ウただし書は、公務員の氏名に関する情報であって、公にすることにより、当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれが

あるものを不開示情報とすることを定めたものである。

ここでいう、「公にすることにより、当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれ」があるかどうかは、氏名を公にすることによって、当該公務員が有する職務権限や職務遂行の内容等から負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員として受忍すべき限度を超えて脅かされたりするおそれがある場合等の当該公務員個人の権利利益を不当に害することがあるかどうかによって決められる。「不当」であるかどうかは、当該公務員が有する職務権限、職務遂行の内容等に照らして判断するものとされている。

イ 不開示部分の該当性についての判断

本審査会において、実施機関が条例第7条第2号ウただし書の規定に基づき不開示とした箇所を見分したところ、当該箇所は、公務員の氏名であることが確認された。

実施機関の説明によれば、条例第7条第2号ただし書の規定により不開示とした部分は、公務員の職務の遂行に係る情報であることは認めるものの、刑事告発が受理され、民事訴訟が提起されている中で、当該部分を開示することにより、憶測や不確かな情報により、公務員個人に対する非難や誹謗中傷を招くおそれがあることは、本件災害後、実際に勤務時間外に職員の自宅に取材が押し掛けたという事実から容易に推測でき、当該個人の正常な生活が脅かされる結果となる蓋然性が高いと主張する。

訴訟が提起されている状況や報道等の取材の状況を鑑みると、本件災害に関係があると思われる公文書について、公務員の氏名を公にした場合、当該職員が憶測や不確かな情報により、当該職員が非難や誹謗中傷を受けるおそれは、容易に推測でき、私生活が脅かされる結果となり、当該職員個人の権利利益を不当に害することとなると認められる。

よって、氏名を公にすることにより、当該公務員が有する職務権限や職務遂行の内容等から負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員として受忍すべき限度を超えて脅かされたりするおそれがある蓋然性を有すると認められ、公務員の氏名に係る部分を不開示とする実施機関の判断は、妥当である。

(3) 条例第7条第3号の該当性について

ア 条例第7条第3号の解釈

条例第7条第3号は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報とすることを定めたものである。

ここでいう、「公にすることにより、当該法人の権利利益を侵害するおそれ」があるかどうかは、法人の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものとされている。

イ 不開示部分の該当性についての判断

本審査会において、実施機関が条例第7条第3号の規定に基づき不開示とした箇所を見分したところ、当該箇所は、法人の名称であることが確認された。

実施機関の説明によれば、本件開示請求は、本件災害に関わる公文書の開示請求であり、当該部分を開示した場合、憶測や不確かな情報により、当該法人の信用や、社会的評価の低下を招くおそれがあり、当該法人の正当な利益を害するおそれを有する蓋然性が高いと主張する。

未曾有の大災害である本件災害において、災害後、報道機関が勤務時間外に職員の自宅を訪れたり、職員不在時に家族に取材を申し込むなどの行き過ぎた行為があったことから、多少なりとも関係があると思われるような情報を公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることや、憶測や不確かな情報により、当該法人の信用や、社会的評価の低下を招くおそれがあることは容易に推測でき、当該法人の正当な利益を害するおそれを有する蓋然性が認められる。

なお、条例第23条第4項の規定により、当該法人に調査したところ、電話対応等に時間を取られ営業活動に影響が出る、詮索された時の精神的負担等、開示することにより支障が出るとの回答があった。

よって、公にすることにより、当該法人の権利権益を侵害するおそれがある蓋然性を有すると認められ、法人の名称に係る部分を不開示とする実施機関の判断は、妥当である。

2 審査庁の判断

審査庁においても、審査会と同様の理由により、処分庁が決定した処分は条例第7条各号に該当しているため、不開示と判断する。

結論

以上のとおり、本件審査請求に対する実施機関の判断は、審査会の答申を尊重し、審査会の判断と同様の理由により、主文のとおり裁決する。

令和6年7月8日

熱海市長 齊藤 栄

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熱海市を被告として（訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熱海市を被告として（訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。